

(報告第4号)

松本市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について

1 概要

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、松本市国民健康保険税条例等の一部改正をおこないました。

2 改正の主な内容

(1) 課税限度額引き上げ

- ア 基礎課税額に係る課税限度額を52万円(改正前51万円)に引き上げ。
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円(改正前:16万円)に引き上げ。
- ウ 介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円(改正前:14万円)に引き上げ。

(2) 低所得者の負担軽減措置の拡大

- ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を26万円(改正前:24万5千円)に引き上げ。
- イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を、47万円(改正前:45万円)に引き上げ。

3 施行

平成27年4月1日